

平成 1 1 年 臨 時 第 3 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 1 年 5 月 6 日

閉 会 平成 1 1 年 5 月 6 日

新 得 町 議 会

第 3 回 臨時町議会 会議録目次

第 1 日 (1 1 . 5 . 6)

○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○日程第 1 仮議席の指定について	5
○日程第 2 選挙第 1 号 議長選挙について	5
○議事日程の追加	6
○諸般の報告 (第 1 号)	7
○日程第 3 選挙第 2 号 副議長選挙について	7
○日程第 4 指定第 1 号 議席の指定	8
○日程第 5 会議録署名議員の指名	8
○日程第 6 会期の決定について	8
○町長行政報告	9
○日程第 7 選任第 1 号 常任委員の選任について	10
○議長の常任委員辞任について	10
○諸般の報告 (第 2 号)	11
○日程第 8 選任第 2 号 議会運営委員の選任について	11
○諸般の報告 (第 3 号)	12
○日程の追加について	12
○特別委員会の設置	12
○諸般の報告 (第 4 号)	13
○日程第 9 選挙第 3 号 西十勝消防組合議会議員選挙について	13
○日程第 10 選挙第 4 号 十勝圏複合事務組合議会議員選挙について	14
○日程第 11 選挙第 5 号 十勝環境複合事務組合議会議員選挙について	15
○日程第 12 報告第 4 号 専決処分の承認について	15
○日程第 13 報告第 5 号 専決処分の承認について	16
○日程第 14 報告第 6 号 専決処分の承認について	17

○日程第15	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	1 8
○日程第16	議案第 3 8 号	監査委員（議会選出）の選任同意について	1 9
○日程第17	議案第 3 9 号	工事請負契約の締結について	1 9
○閉会の宣告	2 1

平成 1 1 年第 3 回
 新得町議会臨時会（第 1 号）
 平成 1 1 年 5 月 6 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		仮議席の指定について
2	選挙第 1 号	議長の選挙について
日程追加		諸般の報告（第 1 号）
3	選挙第 2 号	副議長の選挙について
4	指定第 1 号	議席の指定
5		会議録署名議員の指名
6		会期の決定について
		町長行政報告
7	選任第 1 号	常任委員の選任について
		諸般の報告（第 2 号）
8	選任第 2 号	議会運営委員の選任について
		諸般の報告（第 3 号）
追加		特別委員会の設置について
		諸般の報告（第 4 号）
9	選挙第 3 号	西十勝消防組合議会議員選挙について
1 0	選挙第 4 号	十勝圏複合事務組合議会議員選挙について
1 1	選挙第 5 号	十勝環境複合事務組合議会議員選挙について
1 2	報告第 4 号	専決処分の承認について
1 3	報告第 5 号	専決処分の承認について
1 4	報告第 6 号	専決処分の承認について
1 5	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
1 6	議案第 3 8 号	監査委員（議会選出）の選任同意について
1 7	議案第 3 9 号	工事請負契約の締結について

会議に付した事件

- 仮議席の指定について
- 選挙第 1 号 議長の選挙について
- 諸般の報告（第 1 号）
- 選挙第 2 号 副議長の選挙について
- 指定第 1 号 議席の指定
- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定について
- 町長行政報告
- 選任第 1 号 常任委員の選任について
- 諸般の報告（第 2 号）

選任第 2 号 議会運営委員の選任について
 諸般の報告（第 3 号）
 追加日程 特別委員会の設置について
 諸般の報告（第 4 号）
 選挙第 3 号 西十勝消防組合議会議員選挙について
 選挙第 4 号 十勝圏複合事務組合議会議員選挙について
 選挙第 5 号 十勝環境複合事務組合議会議員選挙について
 報告第 4 号 専決処分の承認について
 報告第 5 号 専決処分の承認について
 報告第 6 号 専決処分の承認について
 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 議案第 38 号 監査委員（議会選出）の選任同意について
 議案第 39 号 工事請負契約の締結について

○出席議員（18名）

1 番	川 見 久 雄 君	2 番	藤 井 友 幸 君
3 番	吉 川 幸 一 君	4 番	千 葉 正 博 君
5 番	宗 像 一 君	6 番	松 本 諫 男 君
7 番	菊 地 康 雄 君	8 番	斎 藤 芳 幸 君
9 番	廣 山 麗 子 君	10 番	金 澤 学 君
11 番	石 本 洋 君	12 番	古 川 盛 君
13 番	松 尾 為 男 君	14 番	渡 邊 雅 文 君
15 番	黒 澤 誠 君	16 番	高 橋 欽 造 君
17 番	武 田 武 孝 君	18 番	湯 浅 亮 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄 君
教育委員会委員	長	高 久 教 雄 君
監 査 委 員		吉 岡 正 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴 木 政 輝 君
収 入	役	清 水 輝 男 君
総 務 課	長	畑 中 栄 和 君
企 画 調 整 課	長	長 尾 正 君

税務課長	秋山秀敏君
住民生活課長	西浦茂利君
保健福祉課長	浜田正隆君
建設課長	村中隆雄君
農林課長	斉藤正明君
水道課長	常松敏昭君
工商観光課長	貴戸延之彦君
児童保育課長	富田秋彦君
老人ホーム所長	長尾直昭君
屈足支所長	高橋昭吾君
庶務係長	武田芳秋君
財政係長	佐藤博行君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教育課長	阿部靖博君
学校教育課長	加藤健治君
社会教育課長	高橋末治君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事務局長	小森俊雄君
------	-------

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐々木裕二君
書記	桑野恒雄君

事務局長（佐々木裕二君） 本日の臨時町議会は、一般選挙後、初めての議会であり
ます。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で
年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっております。

よって、臨時議長には年長の石本 洋議員をお願いいたします。

[石本 洋議員、議長席に移動]

事務局長（佐々木裕二君） 年長の石本 洋議員をご紹介申し上げます。

臨時議長（石本 洋君） ただいま紹介されました、石本 洋でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。たいへん光栄
に存じますとともに、責任を重く受けとめているしだいでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

開 会 の 宣 告

臨時議長（石本 洋君） これより平成11年臨時第3回新得町議会を開会いたしま
す。

（宣告 10時04分）

臨時議長（石本 洋君） この際、斉藤町長のごあいさつがあります。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの新得町議会議員選挙におきまして、議員各位におかれましては、町民の厚
い信頼と負託にこたえられ、厳しい選挙戦に臨み見事当選の栄に浴されましたことを、
心からお慶び申し上げるしだいであります。

現下の情勢は議会並びに町民皆様の特段のご理解とご支援のもとに、各般の行政課題
が一つひとつ、比較的順調に進展を見てきたかと考えておりますが、なお激動する社会
経済情勢下にあって、多くの課題も残されております。

一方、国地方共に財政環境が近年とみに厳しさを増し、加えて財源の移譲がないまま
地方分権の推進によって、地方自治体に自主・自立が求められるという、急激で大きな
変革の時代を迎えました。こうした中であって、共に知恵を絞り本町の更なる発展と住
民福祉の向上に最善を尽くしていかなければならないと考えております。

どうか議員各位におかれましては、町民の期待にこたえられ、町政万般にわたり縦横
のご活躍をいただきます同時に、特段のお力添えとご支援を賜りますようお願い申し上
げ、ごあいさつといたします。

ありがとうございました。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

開 議 の 宣 告

臨時議長（石本 洋君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定について

臨時議長（石本 洋君） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席はただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

臨時議長（石本 洋君） 日程第2、選挙第1号、議長選挙を行います。
選挙の方法は投票で行います。
議場の出入口を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

臨時議長（石本 洋君） ただいまの出席議員数は18人であります。
次に、立会人を指名いたします。
会議規則第32条第2項の規定により、1番、渡邊雅文君、3番、菊地康雄君、5番、
廣山麗子君の3名を立会人に指名いたします。
投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

臨時議長（石本 洋君） 投票用紙の配布もれはありませんか。
（「なし」の声あり）

臨時議長（石本 洋君） 配布もれなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

臨時議長（石本 洋君） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は、単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。
点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

臨時議長（石本 洋君） 投票もれはありませんか。
（「なし」の声あり）
臨時議長（石本 洋君） 投票もれがないと認めます。
以上をもって、投票を終了いたします。
開票を行います。

渡邊雅文君、菊地康雄君、廣山麗子君、開票の立会いを願います。

[開票]

臨時議長（石本 洋君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数	18票、
そのうち有効投票	16票、
無効投票	2票でございます。
有効投票中	
湯浅亮君	16票、

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、5票であります。

よって、議長に湯浅 亮君が当選されました。

ただいま議長に当選されました、湯浅 亮君が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

[議長開鎖]

臨時議長（石本 洋君） それでは議長に当選されました湯浅 亮君から就任のごあいさつをお願いしたいと思います。

[議長 湯 浅 亮 君 登壇]

議長（湯浅 亮君） 引き続き議長という重責を指名いただいたわけでありましてけれども、議員各位の寛大なご判断とご指名に心から感謝を申し上げます。4年間の議長という席が果たしてどうだったのかという不安の中で4年間を過ごしたわけでありまして、その間、皆さんがたの温かいご指導とご支援によりまして、大過のない4年間であったと反省するしだいではありますが、更にまた今議会において議長という指名をいただいたわけでありまして、議員に立候補するそのときの私の使命として、多くの町民の皆さんの一人ひとりの対話をこの議場で皆さんがたからいただいた要請のうえに、町民の輪の中で批判のない執行ができることを念頭にしている一人であります。

どうかこの4年間、理事者をはじめとする管理職の皆さんがたの絶大なるご協力とご指導のもとに、住民の負託にこたえていく覚悟でございます。なにとぞご支援ご指導よろしくお願い申し上げます。

[議長 湯 浅 亮 君 降壇]

臨時議長（石本 洋君） それでは、湯浅 亮議長、議長席にお着き願います。

これをもって、臨時議長の職務を全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。どうもありがとうございました。

臨時議長（石本 洋君） 暫時休憩をいたします。

（宣告 10時18分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開をいたします。

（宣告 10時18分）

議 事 日 程 の 追 加

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

この際、議事日程第1号の追加を議題といたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしました議事日程第1号を追加し、議題とすることに決しました。

諸 般 の 報 告

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は朗読を省略いたします。
別紙お手もとに配布いたしましたとおりでありますのでご了承願います。

日程第3 選挙第2号 副議長選挙について

議長（湯浅 亮君） これより、日程第3、選挙第2号、副議長の選挙を行います。
選挙の方法は投票で行います。
議場の出入口を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

議長（湯浅 亮君） ただいまの出席議員数は18人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、8番、千葉正博君、10番、宗像 一君、
11番、松尾為男君の3名を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

議長（湯浅 亮君） 投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

議長（湯浅 亮君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

議長（湯浅 亮君） 投票もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたしました。

開票を行います。

千葉正博君、宗像 一君、松尾為男君、開票の立会いを願います。

[開票]

議長（湯浅 亮君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数	18票、
そのうち有効投票	18票でございます。
有効投票中	
武田武孝君	10票、
石本 洋君	5票、

吉川幸一君 3 票、

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、5 票であります。

よって、副議長に武田武孝君が当選されました。

ただいま、副議長に当選されました武田武孝君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知をいたします。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

議長（湯浅 亮君） それでは副議長に当選されました武田武孝君から、就任のごあいさつをお願いいたしたいと思ひます。副議長、登壇あいさつをお願いいたします。

[副議長 武田 武孝君 登壇]

副議長（武田武孝君） ただいまは副議長という投票の多数ということで、私に決まったわけでございますけれども、しょせん私は非才・才薄でございます、ただ誠意を持って町政、また議長に迷惑をひとつかからないように努力をしてみたいと思ひますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

[副議長 武田 武孝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） ここで暫時休憩をいたします。

（宣告 10 時 28 分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 13 時 07 分）

日程第 4 指定第 1 号 議席の指定

議長（湯浅 亮君） 日程第 4、指定第 1 号、議席の指定についてを議題といたします。

議席は会議規則第 4 条第 1 項の規定により議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

議長（湯浅 亮君） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

日程第 5 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第 5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 120 条の規定により議長において 1 番、川見久雄君、2 番、藤井友幸君を指名いたします。

日程第 6 会期の決定について

議長（湯浅 亮君） 日程第 6、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時議会の会期は本日1日といたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

行政報告

議長(湯浅 亮君) 次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) 4月13日、第2回臨時町議会以後の行政報告を行います。

4月15日には、西十勝3町介護保険認定審査会の共同設置に係る基本合意の事前協議会を開催をいたしております。これは芽室・清水・新得の3町でこの協議会を設置することにいたしたいと考えております。共同設置に関する規約につきましては6月の議会で提案を予定いたしております。なお、事務局は芽室町がこれを担うことになっております。

同じ15日ではありますが、保健福祉センターの外構工事の入札を行いまして落札をいたしております。保健福祉センターの本体につきましては6月末に完成をいたす予定であります。それ以後、備品等の備え付けを行いまして、9月1日から本センターで業務を開始する予定といたしております。

2ページにまいりまして、道の建設部の道路整備課と道路計画課の関係者が来庁いたしまして、先に道議会の一般質問で道道忠別清水線の問題について質問があったわけですが、そのルート変更について道が現在検討を進めておりまして、現行起点美瑛町字忠別から終点清水町御影間のうち、未共用区間について廃止をしたいという道の意向が伝えられております。町といたしましては、昭和46年の本路線の開発計画の凍結など過去の経緯、あるいは現下の状況から廃止はやむを得ないと考えているという旨のお話しをいたしております。

しかし、地域振興などから一つ目は起点をトムラウシ温泉として、町道部分の2.4キロメートル区間を道道に昇格をしてほしいと、2点目といたしましてはトムラウシ曙橋からトムラウシ温泉間の未改良を、早期に整備してほしいとの要望をいたしております。

なお、その際に主要道道夕張新得線の事業促進につきましても要請をいたしたところであります。

3ページにまいりまして、4月23日には土建協会から工事の早期発注以下3点についての要望を受けております。

4月25日は、本町町議会議員の選挙の投票日でありまして、投票率は91.41パーセントでありました。

また4月26日には、新得春らんまん祭実行委員会を開催をいたしました。今年から桜まつりと、梅まつりに連動させてロングランの祭として開催をしていくことになったわけでありまして。

なお、期間中については物産の館の開設あるいは観光PR特産品の販売等を併せて行

うことにいたしております。

4 ページにまいりまして、4 月 29 日には新得ライオンズクラブの 35 周年の記念式典が行われました。この記念式典の席上で保健福祉センターの備品、車いすのままに入浴できる特殊入浴用の備品一式 100 万円についての寄附の目録をいただいております。

4 月 30 日には、ごみ最終処分場環境汚染防止対策工事の入札を行いまして落札をいたしております。本対策工事につきましては、北海道で初めての取り組みとなっております。以上であります。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

日程第 7 選任第 1 号 常任委員の選任について

議長（湯浅 亮君） 日程第 7、選任第 1 号、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により

松本諫男君、 菊地康雄君、
金澤 学君、 石本 洋君、
古川 盛君、 武田武孝君、

以上 6 名を総務常任委員に、

藤井友幸君、 吉川幸一君、
千葉正博君、 廣山麗子君、
渡邊雅文君、 黒澤 誠君、

以上 6 名を農林建設常任委員に、

川見久雄君、 宗像 一君、
斎藤芳幸君、 松尾為男君、
高橋欽造君、 湯浅 亮、

以上 6 名を文教福祉常任委員に、それぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をいたします。副議長と議長席交代をさせていただきます。

（宣告 13 時 16 分）

副議長（武田武孝君） 休憩を解き再開をいたします。

（宣告 13 時 17 分）

議長の常任委員辞任について

副議長（武田武孝君） 議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

ただいま、常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限等を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当でないと考えます。また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、文教福祉常任委員を辞任したいとするものであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（武田武孝君） 異議なしと認めます。

よって、議長の文教福祉常任委員の辞任については許可することに決しました。

副議長（武田武孝君） 暫時休憩をいたします。

（宣告 13時18分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 13時19分）

諸 般 の 報 告

議長（湯浅 亮君） この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において正副委員長互選が行われ、その結果が議長の手もとにまいりましたので報告いたします。

総務常任委員会 委員長 菊地康雄君、
副委員長 古川 盛君、

農林建設常任委員会 委員長 吉川幸一君、
副委員長 千葉正博君、

文教福祉常任委員会 委員長 松尾為男君、
副委員長 宗像 一君、

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

日程第8 選任第2号 議会運営委員の選任について

議長（湯浅 亮君） 日程第8、選任第2号、議会運営委員の選任を行います。お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により

菊地康雄君、 石本 洋君、
吉川幸一君、 黒澤 誠君、
松尾為男君、 高橋欽造君、
武田武孝君、

以上7名を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、議会運営委員に選任することに決しました。

議長(湯浅 亮君) 暫時休憩をいたします。

(宣告 13時21分)

議長(湯浅 亮君) 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時53分)

諸 般 の 報 告

議長(湯浅 亮君) この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手もとにまいりましたので報告いたします。

委員 長 石本 洋君、

副委員 長 黒澤 誠君、

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

日程の追加について

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

議会広報の編集発行とその調査研究をするため、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査終了までの継続調査とするため、これを日程に追加し議題にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の設置についてを日程に追加し議題とすることに決しました。

追加日程 特別委員会の設置について

議長(湯浅 亮君) 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議題となった議会広報特別委員会の設置について、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報の編集発行とその調査研究をするため、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託のうえ、調査終了までの継続調査とするこ

とに決しました。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により

石本 洋君、 金澤 学君、
廣山麗子君、 藤井友幸君、
斎藤芳幸君、 川見久雄君、

以上の6名を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、議会広報特別委員に選任することに決しました。

議長(湯浅 亮君) 暫時休憩をいたします。

(宣告 13時55分)

議長(湯浅 亮君) 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時56分)

諸 般 の 報 告

議長(湯浅 亮君) この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に議会広報特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手もとにまいりましたので報告いたします。

委員 長 藤井友幸君、

副委員 長 廣山麗子君、

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

日程第9 選挙第3号 西十勝消防組合議会議員選挙について

議長(湯浅 亮君) 日程第9、選挙第3号、西十勝消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきまして、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

西十勝消防組合議会議員に

吉川幸一君、 菊地康雄君、
高橋欽造君、 湯浅 亮、

を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました

吉川幸一君、 菊地康雄君、
高橋欽造君、 湯浅 亮、

を西十勝消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました

吉川幸一君、 菊地康雄君、
高橋欽造君、 湯浅 亮、

が西十勝消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

日程第10 選挙第4号 十勝圏複合事務組合議会議員選挙について

議長(湯浅 亮君) 日程第10、選挙第4号、十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

十勝圏複合事務組合議会議員に湯浅 亮を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました湯浅 亮を、十勝圏複合事務組合議会議員

の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました湯浅 亮が、十勝圏複合事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました湯浅 亮が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

日程第11 選挙第5号 十勝環境複合事務組合議会議員選挙について

議長(湯浅 亮君) 日程第11、選挙第5号、十勝環境複合事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

十勝環境複合事務組合議会議員に湯浅 亮を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました湯浅 亮を、十勝環境複合事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしました湯浅 亮が十勝環境複合事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました湯浅 亮君が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

日程第12 報告第4号 専決処分の承認について

議長(湯浅 亮君) 日程第12、報告第4号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木 政輝 君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 報告第4号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次ページをお開き願います。専決処分書、平成10年度新得町一般会計補正予算専決第1号について地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものであります。

次のページを御覧いただきたいと思ひます。平成10年度新得町一般会計補正予算専決第1号について、この補正予算は第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、6,204万3千円を追加し、予算の総額を89億9,909万8千円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は第2表地方債補正によるものでございます。

7ページ歳出をお開き願います。

2款、総務費では今回の補正に伴う財源調整として、減債基金への積み立てを計上しております。なお、年度末残高は6億4,767万2千円程度になります。

3款、民生費では国民健康保険事業特別会計及び老人保健特別会計への繰出金をそれぞれ補正しております。

4款、衛生費、6款、農林水産業費、8ページに移りまして、8款、土木費、10款、教育費では、地方債の変更に伴う財源移動の補正でございます。

5ページに戻りまして、歳入を御覧いただきたいと思ひます。2款、地方譲与税、3款、利子割交付金、4款、地方消費税交付金、6款、特別地方消費税交付金、6ページに移りまして、7款、自動車取得税交付金、8款、地方交付税につきましては、10年度交付額の確定に伴いそれぞれ補正をしております。

19款、町債につきましては事業費の確定、過疎債の追加配分などに伴う補正でございます。

3ページに戻りまして、第2表、地方債補正では町民温水プール建設事業以下3本を変更するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、報告第4号を採決いたします。
本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。
よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第13 報告第5号 専決処分の承認について

議長（湯浅 亮君） 日程第13、報告第5号、専決処分の承認についてを議題いたします。提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 報告第5号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次ページをお開き願います。専決処分書、平成10年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第1号について地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものであります。

次のページを御覧いただきたいと思ひます。平成10年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第1号についてこの補正予算は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,740万2千円を減額し、予算の総額を5億9,034万2千円とするものでございます。

6ページ歳出をお開き願ひます。

6ページから7ページにかけての2款、保険給付費では医療費の実績見込みによる減額と、財源の移動をそれぞれ補正しております。

7ページ、5款、保健事業費では実績により減額をしております。

4ページに戻りまして、歳入を御覧いただきたいと思ひます。

2款、国庫支出金の2項国庫補助金では、財政調整交付金の算定係数の決定により増額をしております。

7款、繰入金では、今回の補正の財源調整のため、その他一般会計繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結します。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから報告第5号を採決します。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第14 報告第6号 専決処分の承認について

議長（湯浅 亮君） 日程第14、報告第6号、専決処分の承認についてを議題いたします。提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 報告第6号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

次ページをお開き願ひます。専決処分書、平成10年度新得町老人保健特別会計補正予算、専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものであります。

次のページを御覧いただきたいと思ひます。

平成10年度新得町老人保健特別会計補正予算、専決第1号について、この補正予算は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、3,428万7千円を追加し、

予算の総額を11億1,915万2千円とするものでございます。

6ページ歳出をお開き願います。

1款、医療諸費では実績によりそれぞれ補正をしております。

4ページに戻りまして、歳入を御覧いただきたいと思います。

1款、支払基金交付金、2款、国庫支出金、3款、道支出金では歳入の額の決定に伴いそれぞれの補正をしております。

4款、繰入金は、今回の補正の財源調整のため、一般会計繰入金を増額しております。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結します。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、報告第6号を採決します。
本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。
よって、本件はこれを承認することに決しました。

議長(湯浅 亮君) 資料配布のため暫時休憩をいたします。
(宣告 14時09分)

議長(湯浅 亮君) 休憩を解き再開いたします。
(宣告 14時09分)

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長(湯浅 亮君) 日程第15、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役(鈴木政輝君) 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の候補者に新得町屈足緑町4丁目1番地、廣澤幸雄氏を推薦したいので人権擁護委員法、第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

廣澤幸雄氏は昭和15年5月31日生まれの58歳であります。民生委員を昭和54年から、屈足消防団長を平成4年から、また屈足防犯協会長を平成8年から務め現在に至っておられ、ほかにも多くの役職に就いておられます。

今回、藤井友幸氏が任期満了となりますので、その後任として人格識見が高く、人権擁護についての理解も深く適任と思われるので、推薦についてのご同意をお願い申し上げます。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 説明が終わりました。

本件は人事案件につき、質疑討論を省略し推薦することとして答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦については推薦することに異議がないと答申することに決しました。

日程第16 議案第38号 監査委員（議会選出）の選任同意について

議長（湯浅 亮君） 日程第16、議案第38号、監査委員の議会選出の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となります川見久雄君の退場を求めます。

[川見久雄議員 退場]

議長（湯浅 亮君） 提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木 政輝 君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第38号、監査委員（議会選出）の選任同意についてご提案申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定により、川見久雄氏を監査委員（議会選出）に選任したいので、議会の同意を求めます。

よろしく願いをいたします。

[助役 鈴木 政輝 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、監査委員の議会選出の選任同意については、これに同意することにご異議ございませんか

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号、監査委員の議会選出の選任同意については、これに同意することに決しました。

退場者の入場を求めます。

[川見久雄議員 入場]

日程第17 議案第39号 工事請負契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第17、議案第39号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、畑中栄和君。

[総務課長 畑 中 栄 和 君 登壇]

総務課長（畑中栄和君） 議案第39号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

1、契約の目的。旧ごみ最終処分場環境汚染防止対策工事。

2、契約の方法。指名競争入札でございます。

3、契約の金額。1億8,690万円でございます。

4、契約の相手方といたしまして、植村・石山特定共同企業体。代表者、上川郡新得町1条北1丁目2番地、植村土建株式会社、取締役社長、植村高志。構成員といたしまして、上川郡新得町本通南7丁目、株式会社石山土木、取締役社長、堀澤 靖史。

なお、工期につきましては平成11年12月10日といたしております。次のページから資料といたしまして、資料1 施工場所・工事概要、資料2 平面図、資料3 断面図等を掲載して、添付してございます。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

[総務課長 畑 中 栄 和 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。14番、渡邊雅文君。

14番（渡邊雅文君） 旧ごみ処理場っていいですか、最終処分場の環境汚染防止工事ということなんですが、非常に大きな金額で安定型っていいですか、役割終えてってということなんでしょうけれども、4月末それから連休前と国のこうした施設、最終処分場、若しくは焼却処分場等の厚生省、環境庁、建設省、都道府県に向けて通達が出ているわけですが、日々、この一般廃棄物それから産業廃棄物等の施設については国の規定というのがまだまだ固まっていらないんですが、厳しくなる。急激な勢いで厳しくなっていると思うんです。

例えばですね、焼却施設のダイオキシンの問題ですとか所沢の例もありますけれども、非常に法的なしばりが厳しい状況に今なっています。来年にはリサイクル法案も出るわけですが、そうしたことも含めてですね、この環境防止対策工事ということなんですが、これは将来ともですね法的な網をクリアーしていけるものなのかどうかっていうのが、まずお聞きしたいんですが。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） 今後の基準に合致するのかということでございますけれども、現在この契約に出してございます工法につきましては、現在使われている処分場で、こういう対策がなされていない処分場の閉鎖ではなくて、周りに汚染しないような対策を講じるための工法を取っていますので、その基準にはじゅうぶん対応していけるというふうに考えております。

議長（湯浅 亮君） 14番、渡邊雅文君。

14番（渡邊雅文君） 今のお答えはもっともなんですけれども、今、冒頭に申し上げたように、これから厳しくなるということを前提に、視野に入れてこれ役割を終えた施設を後処理ということなんでしょうけれども、そういったことも含めてですね、これから国ないしは都道府県がもっとも厳しくなっていく状況を視野に入れた中での工事内容なのかどうかということを、あらためてお聞きしたいんですが。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） 工法の選定に当たりましては、道を通しまして厚生省

のほうにもじゅうぶん何か月もかけて協議して工法を決定しておりますので、じゅうぶん厚生省の今後の方針にも沿っての対策だというふうに考えております。

議長（湯浅 亮君） 15番、黒澤 誠君。

15番（黒澤 誠君） この指名競争入札では何社が加わったのか、ご説明願います。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

いずれも特定共同企業体でございますが、3社で入札を実施をいたしております。

（「3社の名前は、企業体の中身」の声あり）

3企業体の企業名ですが、植村・石山特定企業体、それから岩野・開建特定企業体、古川・新井特定企業体であります。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

閉 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） これにて本会議に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成11年臨時第3回新得町議会を閉会いたします。

（宣告 14時23分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員